

この制度を利用される皆様へ(制度説明)

ご利用者にお渡してください。

日本司法支援センター(法テラス)

- 1 あなたが法律に関する困りごとを抱えていた場合、福祉機関の方から法テラスにご連絡をいただければ、ご自宅・入院先・今お住まいの施設・ご自宅近くの地域包括支援センターなどまで、弁護士・司法書士がご相談を受けにうかがいます。
- 2 あなたの収入が少なく、現金・預貯金も少ない場合には、無料で相談できます。
あなたに一定以上の収入があったり、あなたが一定額以上の現金や預貯金を持っていたりする場合には、相談料5,500円を支払っていただきます。
- 3 ご相談の内容が、相談を受けた弁護士・司法書士、法テラス職員、相談に同席した福祉機関の方以外に伝わることは一切ありません。